

随意契約および比較見積省略理由書

工事名称 : 一級河川 木津川外 木津川水門外水門監視制御設備改良工事

西大阪治水事務所が所管する水門は、高潮または津波発生時に水門の閉鎖を行い、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であることから、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、木津川水門、安治川水門及び尻無川水門を、アラート信号により自動的に閉鎖することを目的とした、既設の水門監視制御設備の機能増設、及び木津川新水門建設にあたり支障となる設備の移設と、それに伴う既設監視制御設備の改造を実施するものである。

本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等の特別な能力が必要である。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付を実施した、株式会社日立製作所 関西支社以外にその能力を有するものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。